

【障害年金の詳細】（平成30年3月1日時点）

■受給できる年金の種類

初診日（※1）に加入していた公的年金制度と障害の程度により、次のとおり受給できます。

障害の程度	初診日に加入していた公的年金制度	
	国民年金のみ	厚生年金保険
1級	障害基礎年金 1級	障害厚生年金 1級 + 障害基礎年金 1級
2級	障害基礎年金 2級	障害厚生年金 2級 + 障害基礎年金 2級
3級	—	障害厚生年金 3級
3級より軽い	—	障害手当金

■受給要件

1 障害基礎年金

障害基礎年金は次の①～③の条件すべてに該当する方が受給できます。

- ① 障害の原因となった病気やケガの初診日（※1）が次のいずれかの間にあること。
 - ・国民年金加入期間（国民年金の期間が長いか短いかは問いません）
 - ・20歳前または国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に未加入の期間
*老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は除きます。
- ② 障害の原因となった病気やケガによる障害の程度が、障害認定日（※2）または20歳に達したときに、法令により定められている障害等級表（※3）の1級または2級のいずれかに該当していること。

なお、障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受給することができる場合があります（事後重症による請求（※4））。
- ③ 保険料の納付要件（※5）を満たしていること。

ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要となります。

2 障害厚生年金

障害厚生年金は次の①～③の条件すべてに該当する方が受給できます。

- ① 障害の原因となった病気やケガの初診日（※1）が、厚生年金保険の被保険者である期間にあること。
- ② 障害の原因となった病気やケガによる障害の程度が、障害認定日（※2）に法令により定められている障害等級表（※3）の1級から3級のいずれかに該当していること。
なお、障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受給することができる場合があります。（事後重症による請求（※4））
- ③ 保険料の納付要件（※5）を満たしていること。

3 障害手当金（一時金）

障害手当金は次の①～③の条件すべてに該当する方が受給できます。

- ① 障害の原因となった病気やケガの初診日（※1）が、厚生年金保険の被保険者である期間にあること。
なお、国民年金、厚生年金または共済年金を受給している方は除かれます。
- ② 障害の状態が、次の条件にすべて該当していること。
 - ・初診日から5年以内に治っていること（症状が固定していること）。
 - ・治った日に障害厚生年金を受給することができる状態よりも軽いこと。
 - ・法令により定められている障害等級表（※3）に定める障害の状態であること。
- ③ 保険料の納付要件（※5）を満たしていること。

※1 初診日

障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師や歯科医師などの診察を受けた日のことをいいます。

※2 障害認定日

障害の程度を判断する日のことをいい、初診日から1年6か月を経過した日また、1年6か月以内であっても病気やケガの症状が固定し、それ以上治療の効果が期待できない状態になったときは、その日が障害認定日になります。

※3 障害等級表

日本年金機構で御確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/ninteikijun/20140604.html>

※4 事後重症による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後病状が悪化して、法令に定める障害の状態に該当することとなったときには、請求日の翌日から障害年金を受給することができます。

なお、老齢基礎年金を繰上げ受給している場合は、請求することができません。請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。

※5 保険料納付要件

初診日の前日において、初診日のある月の2か月前までの被保険者期間で、公的年金（国民年金、厚生年金保険、共済組合）に加入しなければならない期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。

特例措置…初診日が平成38年4月1日前にあり、初診日に65歳未満である場合には、初診日の前日に、初診日のある月の2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

■年金・手当の額（平成30年度額）*年度により変動する場合があります。

障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金も併せて受給することができます。

障害の程度	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	974,125円 + 子の加算額（※6）	報酬比例の年金額（※7）×1.25 + 配偶者の加給年金額（※8）
2級	779,300円 + 子の加算額（※6）	報酬比例の年金額（※7） + 配偶者の加給年金額（※8）
3級	—	報酬比例の年金額（※7） *584,500円に満たない場合は、584,500円
障害手当金	—	報酬比例の年金額（※7）×2 *1,169,000円に満たない場合は、1,169,000円

※6 子の加算額 *年度により変動する場合があります。

生計を維持されている18歳になった後の最初の3月31日までの子または20歳未満で障害等級1級・2級の障害状態にある子がいれば、次の額が加算されます。

子の数	金額
子2人まで	1人につき224,300円
子3人目から	1人につき74,800円

※7 報酬比例の年金額

報酬比例の年金額は、厚生年金保険料と支払っていた期間により決まります。報酬比例の年金額の計算方法については、日本年金機構のホームページで御確認ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

※8 配偶者の加給年金額

1級または2級の障害厚生年金を受給している方に生計を維持されている65歳未満の配偶者（大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。）がいれば、224,300円が加算されます。

配偶者が、老齢厚生年金、退職共済年金（加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮特例に限ります）または、障害年金を受給している期間は、「配偶者の加給年金額」は支給が停止されます。

■対象者

（障害基礎年金）

- 国民年金の被保険者
- 国民年金の被保険者であった方で60歳以上65歳未満の日本国内に住んでいる方

（障害厚生年金・障害手当金）

- 厚生年金保険の被保険者

■利用方法

請求手続きには、診断書、年金請求書、受診状況等証明書、申立書等の添付書類が必要です。必要な書類等は、請求する方により異なることがあります。詳細については、相談窓口等でおたずねください。

■申請時期

障害認定日（※2）に法令で定める障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態にある場合です。

(障害認定日の特例)

初めて医師の診察を受けた日から1年6か月以内に、次の①～⑦に該当する日があるときは、その日が「障害認定日」となり、1年6か月以内に申請できます。

- ①人工透析療法を行っている場合は、透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日
- ②人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日
- ③心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器又は人工弁を装置した場合は、装着した日
- ④人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は手術を施した日から起算して6か月を経過した日
- ⑤新膀胱を造設した場合は、造設した日
- ⑥切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日（障害手当金又は旧法の場合は、創面が治癒した日）
- ⑦喉頭全摘出の場合は、全摘出した日
- ⑧在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日

■よくある質問（Q&A）

Q1：がんで障害基礎年金を受給できるって本当ですか。

A1：すべてのがん患者さんが受給できるわけではありませんが、がんにより身体機能が落ち、生活や労働に支障がでている方は、障害基礎年金を受給できる可能性があります。

Q2：障害の状態に該当しなかった人でも、その後、病状が悪化したら障害年金を受けられますか。

A2：受けられます。その後の病状が法令に定める障害の状態になったときには、請求日の翌月から受けられます。（事後重症による請求といいます。）

Q3：現在、障害厚生年金の3級を受けていますが、障害の状態が悪化しました。等級を変更することはできますか。

A3：変更可能です。年金額改定請求手続きが必要になります。3級の障害厚生年金を受けている方は、65歳になるまでに年金額改定請求をすることができます。

Q4：身体障害者手帳を持っていれば、障害年金がもらえるのですか。

A4：身体障害者手帳を持っていれば障害年金がもらえるとは限りません。

身体障害者手帳は身体障害者福祉法に基づいて交付され、障害年金は、国民年金法・厚生年金保険法の基準で支給され、法律も等級認定基準も異なるためです。

参考：日本年金機構ホームページ / 日本年金機構パンフレット「障害年金ガイド」